

別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

※・・・新規追加 △・・・区域変更

番号	地区名 面積(ha) (おおむねの位置)	新. 1 若葉・須賀町地区 約 15.6ha (新宿区南部)	新. 2 西新宿地区 約 14.0ha (新宿区中央西部)	新. 3 北新宿地区 約 13.3ha (新宿区中央西部)	新. 4 上落合地区 約 18.0ha (新宿区西部)
a	地区の再開発、整備等の主たる目標	住宅地として、災害に強く安心して快適に住み続けていくことができるように都市型住宅への建替えを促進し、住宅供給を図る。 また、建替えに併せて、道路など基盤施設の整備を行い、防災性の向上と良好な居住環境を確保する。	安全で快適な都市型住宅の形成を基本とし、区域特性に合った住環境の整備及び防災性の向上を図る。 また、地区の自力更新のポテンシャルを生かした総合的な整備等を図る。	安全で快適な都市型住宅の形成を基本とし、区域特性に合った住環境の整備及び防災性の向上を図る。 また、地区の自力更新のポテンシャルを生かした修復型で総合的な整備を図る。	住宅地として災害に強く、安心して快適に住み続けていくため良好な都市型住宅への建替えを促進し、住宅供給を図る。 また、建替えに併せて、道路など基盤施設の整備を行い、防災性の向上と良好な居住環境を確保する。
b	防災街区の整備に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	小規模共同建替えによる低中層の住宅地と、まとまった敷地での共同建替えによる中層住宅地に分け、災害に強く、良好な居住環境の形成を目指して整備する。	主要幹線道路沿道においては、延焼遮断帯の形成及び住環境の改善につながる面的整備を行い、地区内部では細街路の整備、共同建替え及び不燃化建替えを誘導し、防災性の向上と土地の有効利用を図る。	主要幹線道路沿道においては、延焼遮断帯の形成及び住環境の改善につながる面的整備を行い、地区内部では細街路の整備、共同建替え及び不燃化建替えを誘導し、防災性の向上と土地の有効利用を図る。	中層を中心とした共同住宅と戸建住宅の共存した街並み形成を図るとともに、敷地規模の小さい地区では共同化を誘導することにより、災害に強い良好な居住環境の形成を目指す。 また、主要生活道路及び細街路の整備を図る。
c	建築物の更新の方針	老朽木造住宅等の建替えを促進し、更に共同化・不燃化建替えを図るとともに、防災性の向上と住環境の整備を総合的に促進する修復型の整備を図る。	老朽木造住宅等の建替えを促進し、更に共同化・不燃化建替えを図るとともに、防災性の向上と住環境の整備を総合的に促進する。	老朽木造住宅等の建替えを促進し、更に共同化・不燃化建替えを図るとともに、防災性の向上と住環境の整備を総合的に促進する修復型の整備を図る。	老朽木造住宅等の建替えを促進し、更に共同化・不燃化建替えを図るとともに、防災性の向上と住環境の整備を総合的に促進する修復型の整備を図る。
d	都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備方針	防災に配慮し、区画道路の整備、歴史的、文化的ストックをつなぐ散歩道の整備並びに公園及びポケットパークの整備を図る。	消防活動困難区域の解消等のため、区画道路及び地域の防災拠点となる公園の整備を図る。	消防活動困難区域の解消等のため、区画道路及び地域の防災拠点となる公園の整備を図る。	区画道路及び公園の整備を図る。
e	再開発推進のため必要に応じ定める事項	公共は、地区住民の協力により事業を推進するため、住民組織活動を側面より支援する。 また、再開発等促進区を定める地区計画区域については、まちづくり推進協議会を通して、総合的かつ円滑なまちづくりを推進する。 民間は、木造住宅密集地域整備事業等により、老朽木造建築物の更新を図る。	公共は、安全なまちづくりについての民間の自主的な取組を支援する。 民間は、市街地再開発事業等を活用することにより、老朽木造建築物の更新を図る。 公民の協働により地区計画などの策定を図り、地域整備を促進する。	公共は、安全なまちづくりについての民間の自主的な取組を支援する。 民間は、都心共同住宅供給事業等を活用することにより、老朽木造建築物の更新を図る。	公共は、地区住民の協力により事業を推進するため、住民組織活動を側面より支援する。 民間は、都心共同住宅供給事業等により、老朽木造建築物の更新を図る。
	2 実施予定の公共施設整備事業、面的整備事業等	木造住宅密集地域整備事業（事業中）	街路整備事業（計画幅員整備済） ・放射6号線 市街地再開発事業（事業中） 市街地再開発事業（予定） 防災街区整備事業（事業中）		
	3 決定又は変更予定の都市計画に関する事項	再開発等促進区を定める地区計画「若葉地区」（決定済） 地区計画「若葉・須賀町地区」（決定済）	再開発等促進区を定める地区計画「西新宿五丁目中央北地区」（決定済） 地区計画「西新宿五丁目北地区」「西新宿五丁目中央南地区」（決定済） 特定防災街区整備地区（決定済） 都市計画公園（決定済）		地区計画「上落合中央・三丁目地区」（決定済）
	4 その他再開発の促進のために特記すべき事項	街路整備事業（完了） ・環状3号線 都心共同住宅供給事業	木造住宅密集地域整備事業（完了） 街路整備事業（完了） ・放射24号線・補助62号線 市街地再開発事業（完了） 都心共同住宅供給事業 不燃化推進特定整備地区	木造住宅密集地域整備事業（完了） 都心共同住宅供給事業	木造住宅密集地域整備事業（完了） 都市高速道路事業（完了） ・中央環状新宿線 都心共同住宅供給事業 街路整備事業（完了） ・環状6号線

別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

※・・・新規追加

△・・・区域変更

番号 地区名 面積(ha) (おおむねの位置)		新. 5 赤城周辺地区 約 17.0ha (新宿区北東部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標		住工の共存する市街地として、災害に強い良好な住宅の供給を図るとともに、地場産業である印刷製本業を育成し、住工の調和のとれたまちを整備する。 また、建替えに併せて、道路などの整備を行い、防災性の向上と地域の環境改善を促進する。
b 防災街区の整備に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要		中層を中心とした共同住宅と工場の共存を図り、敷地規模の小さい建物については、建物の共同化を誘導する。 また、細街路の整備を図り災害に強く良好な居住環境の形成を目指して整備する。
c 建築物の更新の方針		老朽木造住宅、工場などの建替えを促進し、更に共同化・不燃化建替えによる防災性の向上と都市型住宅の供給、工場機能の更新を進める。
d 都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備方針		消防活動困難区域の解消等のため、道路の整備及び地域の防災拠点となる公園の整備を図る。
e 再開 発 推 進 の た め 必 要 に 応 じ 定 め る 事 項	1 公共及び民間の役割、条件整備等の措置	公共は、地区住民との協力により事業を推進するため、住民組織活動を側面より支援する。 また、細街路拡幅整備事業により、細街路の整備促進を図る。 民間は、都心共同住宅供給事業等により、老朽木造建築物の更新を図る。
	2 実施予定の公共施設整備事業、面的整備事業等	
	3 決定又は変更予定の都市計画に関する事項	地区計画「赤城周辺地区」(決定済)
	4 その他再開発の促進のために特記すべき事項	木造住宅密集地域整備事業(完了) 都心共同住宅供給事業

別表2 防災公共施設の整備等の概要

① 防災公共施設の整備に関する計画の概要

※・・・新規 △・・・区域変更

番号 地区名 (おおむねの位置)	新. 2. 西新宿地区 (新宿区中央西部)		
a 防災公共施設の整備の方針	密集市街地における延焼防止機能・避難機能の確保を図るため、防災都市計画施設公園第1号の整備を図る。		
b 整備する防災公共施設の種類の	防災都市計画施設公園	第1号	都市計画公園
c 当該防災公共施設の配置及び規模	防災都市計画施設公園	第1号	面積約0.24ha
d 当該防災公共施設の整備スケジュール	防災都市計画施設公園第1号：令和4年度までに整備		

「防災公共施設の配置は、附図に示すとおり」

② 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備に関する計画の概要

番号 地区名	新. 2. 西新宿地区		
a 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の方針	防災都市計画施設公園第1号の周辺においては、防災性の向上を図るため、周辺の建築物の不燃化を図る。		
b 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概要	防災都市計画施設公園第1号の周辺においては、中高層の耐火建築物の整備を図る。		
c 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備のおおむねのスケジュール	防災都市計画施設公園第1号の周辺においては、防災街区整備事業（令和5年度までの予定）を実施し、防災施設建築物の整備を併せて行う。		